

第27号議案

芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、児童デイサービスを児童発達支援事業に移行するとともに、新たに日中一時支援事業を行うため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例（平成23年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「児童デイサービスセンターすくすく学級」を「すくすく学級」に改める。

第1条中「児童デイサービスセンターすくすく学級（以下「デイサービスセンター」を「すくすく学級（以下「すくすく学級」に改める。

第2条中「デイサービスセンター」を「すくすく学級」に改める。

第3条を次のように改める。

（事業）

第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）を行う事業
- (2) 日中一時支援（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する事業として行う支援のうち、日中、障害児に活動の場を提供するとともに、障害児を見守り、社会に適応するための日常的な訓練等をいう。）を行う事業
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

第4条中「デイサービスセンター」を「すくすく学級」に改める。

第5条を次のように改める。

（利用者の範囲）

第5条 すくすく学級を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する就学前の児童で、その保護者が法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費（児童発達支援に係るものに限る。）の支給決定を受けたもの
- (2) 市内に居住する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない児童で、その保護者が第3条第2号の事業の利用決定を受けたもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

第6条中「デイサービスセンター」を「すくすく学級」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「デイサービスセンター」を「すくすく学級」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（費用負担）

第7条 第3条第2号の事業を利用する者は、別に定めるところにより市長が行う当該事業に係る費用の一部として負担すべき額を負担しなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例 の一部改正要綱

1 改正の趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、児童デイサービスを児童発達支援事業に移行するとともに、新たに日中一時支援事業を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 題名の改正

題名を「芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例」に改める。

(2) 事業（第3条関係）

芦屋市立すくすく学級（以下「すくすく学級」という。）が行う事業を次のとおり定める。

ア 児童発達支援を行う事業

イ 日中一時支援を行う事業

ウ その他すくすく学級の設置の目的を達成するために必要な事業

(3) 利用者の範囲（第5条関係）

すくすく学級を利用することができる者を次のとおり定める。

ア 市内に居住する就学前の児童で、その保護者が児童福祉法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費（児童発達支援に係るものに限る。）の支給決定を受けたもの

イ 市内に居住する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない児童で、その保護者が日中一時支援事業の利用決定を受けたもの

ウ その他市長が特に必要と認める者

(4) 費用負担（第7条関係）

日中一時支援事業を利用する者は、別に定めるところにより市長が行う当該事

業に係る費用の一部として負担すべき額を負担しなければならない。

(5) その他規定の整理

3 施行期日

平成24年4月1日

児童福祉法抜粋（平成24年4月1日施行）

第6条の2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

2 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

（第3項から第8項まで省略）

第21条の5の5 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費（以下この款において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村の障害児通所給付費等を支給する旨の決定（以下「通所給付決定」という。）を受けなければならない。

（第2項省略）

障害者自立支援法抜粋

（市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

（第1号から第4号まで省略）

（第2項省略）

3 市町村は、第1項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。